

件名	体罰事案における警察への告発について
受付日	令和2年2月25日
ご意見・ご提案の概要	刑事訴訟法第239条第2項では、公務員の告発義務を定めている。県立学校の体罰事案は告発し、検察が事案の重大性等を踏まえて判断すべきである。
県の考え方	告発につきましては、事案の重大性、違反の悪質性、被害生徒及びその保護者の意思等を踏まえて事案ごとに判断することとしています。
担当課	教育委員会 教育管理課